

34. 北名古屋市

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情に対する回答

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。【社会福祉課・高齢福祉課】

生活実態を的確に把握し、低所得者の経済的な自立と生活意欲の助長を図るとともに、生活保護制度、国民健康保険制度、福祉医療制度、介護保険制度等の適正な運営に努めます。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなつても、市町村独自に施策を継続実施してください。【財政課】

国への要望及び臨時交付金等対応事業については事業効果、当市の財政状況、新政権の動向を見極め研究・検討してまいりたい。

③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。【総務課】

現在のところ導入の予定はありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について 【高齢福祉課】

①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

低所得者対策として、所得段階区分が第1段階から第3段階に該当する方で、生活保護基準に相当する世帯に属している方については、減免を行っています。

②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

国の施策どおり行います。

③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

改訂された要介護認定の手順に基づき、適正な要介護認定を実施します。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

要介護認定等更新申請書を送付する際に、新基準による介護認定に係る説明書を同封します。

ウ.認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

認定調査員に対し、新認定調査基準に係る研修会を実施し、認定調査の適正化及び均一化を図るとともに、ケアマネ会においてケアマネジャーに新認定基準や事務の変更内容を周知します。

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

日常生活圏域において、均一的な介護サービスの提供体制を確保することのできる基盤整備を検討し、第4期介護保険事業計画においては、地域密着型サービスとしてグループホーム及び有料老人ホームの新設を見込みました。

また、低所得者対策としては、施設を利用した場合の居住費・食費を軽減する負担限度額制度や利用者負担が高額になったときに、一定額を超えた分を返還する高額介護サービス費制度等により対応します。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

介護労働者の処遇については、労働環境・雇用管理の改善及び教育訓練等の施策を必要に応じ行っています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について 【高齢福祉課】

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

平成20年度は、昼食又は夕食の配食を延べ1,923人に実施しました。本人や家族の健康状態や近隣の環境等をアセスメントし、本人の自立を損なわないように十分な検討を行っています。配食回数は、利用者の希望及び実態、アセスメントから決めます。

1食当たり行政助成200円を減じた後の、個人負担金は、サービス事業者により300円から640円で、7社のサービス事業者から個人が選択していただけるようになっています。

ふれあい会食は、市の事業として、毎週1回、1箇所で実施しています。平成20年度は延2,450食を提供しました。

また、社会福祉協議会主催事業として、年6回を西地区で、年10回を東地区で開催しています。今後、なつかしのレシピをもとに、ふれあい食事会はさらに充実させていきたい事業と考えています。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

北名古屋市には民間委託による地域巡回のコミュニティバスがあり、敬老バスは行っていませんが、1乗車100円で利用できます。なお、敬老会時の利用は無料の他、様々なイベント時にはシャトルバスを実施しています。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

市の事業として、平成20年度は、週1回開催を1箇所、月1回を9箇所で地域サロンを実施

しました。延参加者数は2,186人です。平成21年度はさらに会場を増やし、週1回開催を1箇所、月1回を13か所で実施しています。

また、社会福祉協議会主催事業としてのサロン運営が7箇所で行われ、年4回から12回で実施されています。

今後も、高齢者が歩いて参加できる場所にサロンが開催できるように、ボランティアスタッフの育成を図り、自治会の協力のもと拡充してまいります。

(3) 障がい者控除の認定について 【社会福祉課・高齢福祉課】

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

要介護1から要介護3の方を「障害者」として、また要介護4、要介護5の方を「特別障害者」として、認定書を発行しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

毎年1月号の広報に関係記事を掲載して周知するとともに、確定申告用の保険料額のお知らせを送付する際に、障害者控除対象者認定について記載することにより、個別に送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。【国保医療課】

ひとり暮らしで非課税者は、対象として助成しています。

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。【国保医療課】

自己負担の助成は行いません。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。【国保医療課】

後期高齢者医療制度に基づき、資格証明書の発行を行います。

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。【国保医療課】

愛知県後期高齢者医療連合会の運営に基づき、助成適用の対象外としています。

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。【健康課】

肺炎球菌ワクチンへの公費助成をしている自治体は、増えてきているようですが、本市としては、財源が厳しく、現在のところ助成することは難しい現状です。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【国保医療課】

他市町村の実施状況や財政状況を踏まえ、検討していきたい。

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

【健康課】

今年2月に5回から14回に拡大しています。財源的にも大変厳しく、産後健診までは、拡大することは難しい現状です。まずは、健診内容の充実を図ることを優先し超音波検査については、平成22年度から4回の助成を検討しています。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。【健康課】

ヒブワクチンの助成は、現在、考えていませんが、子育て支援の一環として、今年度からインフルエンザ（1歳～15歳[中学3年生]）の接種費用を1回1,000円、1人2回まで補助しています。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。【学校教育課】

要望どおり実施しております。

4. 国保の改善について【国保医療課】

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

平成20・21年度に限り、低所得者の減免制度を創設しました。

イ.少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

国の基準どおり行います。

ウ.前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

減免制度拡充の予定はありません。

エ.所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

現行基準どおり行います。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア.資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、

母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

資格証明書は発行しておりません。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

随时、納税相談を実施し、納税者の実情に応じた対応をしています。

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

随时、納税相談を実施し、納税者の実情に応じた対応をしています。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

実施予定はありません。

5. 障がい者施策の充実について【国保医療課】

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

補装具の利用料負担については、児童は5%に軽減しています。

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくしています。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助をしています。

敷金礼金・・・補助基準額 400,000円×1/2

初年度備品費・・・補助基準額 600,000円×1/2

6. 健診事業について【健康課】

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

健診の自己負担金を無料にすることは、健診の受けっぱなしにつながりやすいことや、受益者負担の理念から有料が望ましいと考えています。また、健診を通年にすることは、必ずしも受診

率の向上につながりません。

なお、今年度、乳がん検診については、個別医療機関検診を実施し検診の拡充を図っています。

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

①に同じ。

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

①に同じ。

7. 生活保護について【社会福祉課】

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

生活保護制度については、法に基づき国の指導方針を踏まえ、北名古屋市福祉事務所の生活保護実施方針に沿って、生活保護の適正実施を図っています。

②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

①に同じ。

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

①に同じ。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。
- ⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。
- ⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。
- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上